全国労働組合総連合との会見概要

日時: 平成23年3月3日(木)17:00~17:50

場所:内閣府本府庁舎2階会議室

出席者: (事務局) 藤巻正志次長、村山誠参事官以下 計4名

(全労連公務員制度改革闘争本部)

小田川義和本部長(全労連事務局長)、黒田健司事務局長(全労連常任幹事)、

猿橋均自治労連書記長、北村佳久全教書記長、岡部勘市国公労連書記長

議題:同日公表した「国家公務員制度改革基本法等に基づく改革の『全体像』について(案)」 (以下「全体像」という。)の説明

概要:事務局から全体像の位置づけ、内容、今後のスケジュールについて説明した後、全労連 から質問及び意見を受けた。双方の主な発言は、以下のとおり。

<全労連>

- 労働基本権は憲法が保障した基本的人権であり、そのような観点を前提とした制度設計が 必要。基本的人権の回復という姿勢で臨むべきである。
- 制度検討には当事者との十分な意見交換が必要であるにもかかわらず、昨年の素案【たたき台】提示から全体像提示まで2ヶ月余りであり、「拙速」と言わざるを得なかった。3月中旬の本部決定までには時間の制約があるが、これまでの不足分を補えるような十分な協議を行っていただきたい。
- これまでも意見を述べてきたところだが、労働組合の資格審査、管理運営事項の範囲限定、 36 協定類似制度の必要性、在籍専従職員専従期間、使用者機関による民間給与調査のあり方、 法令の制定改廃を要する団体協約締結に際しての内閣の事前承認等については、今日の提案 でも十分に納得できるものとはなっていない。また、交渉事項の法令・政令などの仕分けに ついても、引き続き協議事項とさせていただきたい。
- 人事院が持つ機能・権能のいくつかが内閣総理大臣へ移管することになると、その独立性 や中立性が弱められ、公務の公立・中立性の確保に支障を生じることが懸念される。
- 組合の事前認証制度については、構成員の過半数の考え方の詳細が示されておらず、IL087 号条約等に抵触すると認識。構成員の過半数の証明については法律案から除外すべき。
- 地方公務員制度について、全体像に「速やかに」という文言を盛り込んだことは受け止めるが、具体的な姿が見えてこない。

地方自治体には様々な労使関係があることから、国家公務員での議論を丁寧に行い、その議論を地方公務員の制度にかかわる議論に活かしていく必要がある。

〇 自律的労使関係制度以外でも、様々な意見を持っているので、十分な協議を求める。 新 しい制度をお互いに作り上げていくという立場で対応したい。国家公務員制度での議論が地 方公務員や教職員の制度のモデルともなるものなので、様々な労使関係があることを前提に しつつ、協議を尽くすよう求める。

<事務局>

- 縷々お話のあった点については、とりあえず御意見として承った。全体像については、今後、関係する皆様との議論を行って対応してまいりたい。
- なお、公務の公正・中立性の確保の観点については、独立性の高い人事公正委員会において必要な機能の概ねはカバーできると認識。
- 日本が置かれている状況も現実的に踏まえながら、しっかり対応してまいりたい。

以上